## ○狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成15年3月24日 条例第3号 改正 平成20年12月25日条例第31号 平成25年3月25日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。) の経営の許可等に係る手続及び基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(市長との協議)

- 第3条 墓地等の経営の許可(以下「経営許可」という。)を受けようとする者は、あらかじめ、当該墓地等の経営の計画について市長と協議しなければならない。
- 2 前項の規定による協議を行う場合は、規則で定める事項を記載した協議書その他 必要な書類を規則で定める日までに市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による協議があった場合において、経営許可を受けようと する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置等)

- 第4条 経営許可を受けようとする者は、墓地等の経営の計画の周知を図るため、規 則で定めるところにより、当該計画に係る土地の見やすい場所に標識を設置しなけ ればならない。
- 2 経営許可を受けようとする者は、前項の規定により標識を設置したときは、速や かにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定により設置された標識は、第15条第2項の検査済証の交付を受ける日まで設置しておかなければならない。

(説明会の開催等)

第5条 経営許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、近隣住民等(規則で定める者をいう。以下同じ。)に対し、墓地等の経営の計画について、説明会を開催しなければならない。

- 2 経営許可を受けようとする者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速 やかに当該説明会の内容その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。 (近隣住民等との協議等)
- 第6条 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議し、 十分な理解を得るよう努めなければならない。
- 2 経営許可を受けようとする者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかに当該協議の内容その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成25年条例9号〕)

(経営許可の申請)

- 第7条 経営許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に 提出しなければならない。
  - (1) 経営許可を受けようとする者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地
  - (2) 墓地等の名称及び所在地
  - (3) 墓地等の施設の概要
  - (4) 墓地等を経営しようとする土地の地目
  - (5) 墓地等を経営しようとする理由
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。ただし、市長 が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。
- 3 市長は、経営許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要 な条件を付することができる。

(経営許可の基準)

第8条 経営許可の基準は、別表に定めるとおりとする。

(経営許可書の交付等)

- 第9条 市長は、経営許可の申請に基づき、許可又は不許可の決定をしたときは、当該申請をした者に、許可の決定にあっては経営許可書を交付し、不許可の決定にあっては不許可決定通知書によりその旨を通知するものとする。
- 2 経営許可を受けた者は、管理事務所等の見やすい場所に前項の経営許可書を掲示しなければならない。

(変更許可等の申請)

- 第10条 墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可(以下「変更許可」という。)又は墓地等の廃止の許可(以下「廃止許可」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
  - (1)変更許可又は廃止許可を受けようとする者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地
  - (2) 墓地等の名称及び所在地
  - (3)変更前及び変更後の施設の概要(廃止許可にあっては、廃止しようとする施設の概要)
  - (4)変更の内容(変更許可を受けようとする者に限る。)
  - (5)墓地等を経営しようとする土地の地目(墓地等の区域を拡張する場合に限る。)
  - (6)変更許可又は廃止許可を受けようとする理由
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 第7条第2項及び第3項の規定は、変更許可及び廃止許可について準用する。 (変更許可等への準用)
- 第11条 第8条及び第9条の規定は変更許可について、第9条第1項の規定は廃止 許可について準用する。
- 2 第3条から第6条まで及び第21条の規定は、変更許可を受けようとする者のうち、墓地の区域の面積若しくは納骨堂の建築面積の50パーセント以上の拡張(墓地の区域の面積又は納骨堂の建築面積の拡張が累積する場合は、当該拡張した墓地の区域の面積又は納骨堂の建築面積の合計が50パーセント以上となった場合を含む。)又は火葬場の建築面積の拡張に係る許可を受けようとするものについて準用する。

(墓地及び納骨堂の廃止の許可基準)

- 第12条 墓地及び納骨堂の廃止の許可基準は、改葬が完了していることとする。 (都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)
- 第13条 法第11条第1項又は第2項の規定により、法第10条の許可があったものとみなされたときは、墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(工事の着手の届出)

第14条 経営許可を受けた者は、当該経営許可に係る墓地等の工事に着手しようと

するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了の届出等)

- 第15条 経営許可を受けた者は、前条の工事が完了したときは、速やかにその旨を 市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る墓地等 を検査し、当該墓地等が経営許可の基準に適合していると認めるときは、検査済証 を当該経営許可を受けた者に交付するものとする。
- 3 経営許可を受けた者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該経営 許可に係る墓地等を使用させてはならない。

(変更許可等への準用)

第16条 第14条及び前条の規定は変更許可を受けた者について、第14条並びに 前条第1項及び第2項の規定は廃止許可を受けた者について準用する。ただし、市 長が認める場合は、この限りでない。

(名称等の変更の届出)

- 第17条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかにその旨を証する書類を添付し、市長に届け出なければならない。
  - (1) 墓地等の名称
  - (2)経営者の名称、代表者の氏名又は事務所の所在地
  - (3) 墳墓の区画数 (墓地の区域の変更を伴うものを除く。)

(墓地使用契約)

- 第18条 墓地の使用に関する契約は、規則で定める基準に適合した契約約款による ものとする。
- 2 市長は、墓地の経営者が前項の規定に従っていないと認めるときは、必要な勧告 をすることができる。

(管理者の遵守事項)

- 第19条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 清潔を保持し、掃除、補修等の管理を怠らないこと。
  - (2)墓石が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、 又は墓地の使用者に同様の措置を講ずるよう求めること。
  - (3) 生け垣等が損壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

(立入調査)

- 第20条 市長は、必要があると認めるときは、指定する職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、当該施設、帳簿、書類その他の物件を調査させること(以下「立入調査」という。)について、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者に対し、協力を求めることができる。
- 2 前項の職員が立入調査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人に提示しなければならない。

(勧告)

第21条 市長は、第3条から第6条までに規定する手続がされていないと認めると きは、経営許可を受けようとする者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

- 第22条 市長は、第18条第2項又は前条(第11条において準用する場合を含む。) の勧告を受けた者(以下「勧告を受けた者」という。)が当該勧告に従わないとき は、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、勧告を受けた者に対し、 あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。 (手続の省略)
- 第23条 法令等に定められた手続により、第4条から第6条まで(第11条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定によるものと同等以上の効果が期待できると市長が認めるときは、第4条から第6条までに規定する手続の全部又は一部を省略することができる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前において埼玉県知事に対してされた墓地等の経営の許可等の申請で、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成14年埼玉県条例第73号)附則第2項の規定により市長に対してされたとみなされるものに係る許可の基準については、墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成11年埼玉県条例第65号。以下「県条例」という。)の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する墓地等及び前項の規定により県条例の例により 経営の許可等を受けた墓地等については、現状における施設に限り、第17条、第 19条及び第20条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月25日条例第31号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42 条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則(平成25年3月25日条例第9号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に第3条第1項の経営許可又は第10条第1項の変更許可を受けた墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)に係る改正後の別表の規定の適用については、現状における施設に限り、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に第3条第1項の規定(第11条第2項において準用する場合を含む。)により協議を行っている墓地等に係る改正後の別表の規定の適用については、なお従前の例による。

## 別表(第8条関係)

(一部改正「平成25年条例9号])

1 経営者の基準

墓地等を経営することができる者は、次に掲げる基準に適合する者でなければ ならない。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
- ア 地方公共団体
- イ 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人(以下これらを 「公益法人」という。)
- ウ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を市内に5年以上有するもの
- エ 字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者のために設置された墓地(以下「共同墓地」という。)を永続的に経営するための地方自治法(昭

和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体 オ 自己又は自己の親族のために設置された墓地を引き継いで経営しようとする者

- カ 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、共同墓地又は自己若しくは自己の 親族のために設置された墓地を移転して経営しようとする者
- (2) 安定的な経営管理のための資力を有する者であること(地方公共団体が経営しようとする場合を除く。)。
- (3) 経営許可の申請に係る墓地等の設置場所の土地(所有権以外の権利が存しないものに限る。)を所有している者であること(地方公共団体が経営しようとする場合を除く。)。

### 2 設置場所の基準

墓地等の設置場所は、墓地等の設置に伴う周辺環境を勘案し、公益上支障がないと認められる場合で、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、専ら焼骨のみを埋蔵する墓地の区域の拡張であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるものについては、(1)アからウまでの規定は、適用しない。

#### (1) 墓地

- ア 墓地の区域の境界と河川等との水平距離が20メートル以上離れていること。
- イ 墓地の区域の境界と公園、学校、保育所、病院、診療所その他の公共施設 及び住宅(以下「公共施設等」という。)との水平距離が100メートル以 上離れていること。
- ウ 敷地に接する道路及びこれに接続する主要な道路は、現に存する道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路で、幅員6メートル以上のもの(その一端のみが他の道路に接続したものを除く。)であること。
- エ 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。
- (2) 納骨堂は、寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること(地 方公共団体及び公益法人が経営しようとする場合を除く。)。

#### (3) 火葬場

ア 火葬場の敷地の境界と公共施設等との水平距離が300メートル以上離れていること。

イ 敷地に接する道路及びこれに接続する主要な道路は、現に存する道路法第 2条第1項に規定する道路で、幅員6メートル以上のもの(その一端のみが 他の道路に接続したものを除く。)であること。

## 3 施設の基準

墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、 墓地を引き継いで経営しようとする場合であって、市民の宗教的感情に適合し、 かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、 この限りでない。

# (1) 墓地

- ア 墓地の境界の内側に当該境界に接し3メートル以上の幅の規則で定める緑地を設け、かつ、当該墓地の境界から3メートル以上内側に生け垣等を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、緑地の一部に代えて管理事務所、自動車の駐車のための施設等を設けることができる。
- イ 墓地の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。
- ウ 各墳墓に接続するアスファルト、コンクリート、石等で舗装された幅員 1 メートル以上の通路を設けること。
- エ 雨水等が停滞しないよう排水設備を設けること。
- オ ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び自動車駐車場を設けること。ただし、墓地を経営しようとする者が当該墓地の近隣の場所において、 当該墓地の利用者が使用できるこれらの施設の全部又は一部を所有する場合 であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める ときは、この限りでない。
- カ 自動車駐車場は、墳墓の区画数に 0.05 を乗じて得た数以上の台数を駐車できる規模であること。
- キ 出入口には、施錠することができる門扉を設けること。
- ク 区画数は、需要に基づいた適正な数とすること。
- (2) 納骨堂
- ア 耐火構造であること。
- イ 床は、コンクリート、石等の堅固な材質を用いること。
- ウ 内部の設備は、不燃材料を用いること。

- エ 除湿装置を設けること。
- オ 出入口及び納骨装置は、施錠できる構造であること。ただし、納骨装置の 存する場所への出入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置について は、この限りでない。
- カ 納骨堂の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保 されていること。
- キ 納骨堂の壇数に0.05を乗じて得た数以上の台数の規模の自動車駐車場を設けること。
- ク 収蔵数は、需要に基づいた適正な数とすること。

## (3) 火葬場

- ア 境界には、高さ2メートル以上の生け垣等を設けること。
- イ 出入口は、施錠できる構造であること。
- ウ 火葬炉には、防じん、防臭等のための装置を設けること。
- エ 灰庫を設けること。
- オ 火葬場の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保 されていること。
- カ 便所、待合室及び管理事務所を設けること。
- キ 火葬炉の数に10を乗じて得た数以上の台数の規模の自動車駐車場を設けること。
- ク 火葬炉の数は、需要に基づいた適正な数とすること。